

奨学金の返還を支援します！

おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金

海陽町は、令和元年度より町への U ターン及び定住、地元の就職の促進を図るため、町内に居住し、就業する方を対象に奨学金の返還を支援しています。

【対象者】 次の①～⑦の条件を全て満たす方

- ① 交付申請時まで海陽町に住民登録をし、居住している方
- ② 交付申請時まで地元で就職し、現在も働いている（主婦（夫）も含む）方
ただし、公務員等（正規職員）は除く
（令和3年度からは公務員等の臨時職員・会計年度任用職員も対象者とします）
- ③ 海陽町内の小学校又は中学校を卒業した方、あるいは徳島県立海部高等学校を卒業した方
- ④ 奨学金の貸与を受けて大学等に進学し、卒業した方
- ⑤ 奨学金の返還を行っており、滞納がない方
- ⑥ 町税等に滞納がない方
- ⑦ 奨学金にかかる他の助成制度及び給付制度を受けていない方

【助成額】

助成の交付は、年度ごとに行います。申請があった年度内に返還した奨学金の額で、**年間最大24万円（4年制大学等の場合）**を助成します。

【対象期間】

大学等を卒業して最初の返還年度から
最長10年間

【申請受付期間】

令和3年5月1日(土)～5月31日(月)

【対象奨学金】

- ・海陽町奨学金
- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金
（第1種・第2種奨学金）
- ・社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）

【提出書類】

- ① おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 運転免許証等本人確認書の写し
- ③ 住民票抄本
- ④ 海部高等学校を卒業したことが確認できる書類の写し（町外出身者で海部高等学校卒業生）
- ⑤ 大学等を卒業したことが確認できる書類の写し
- ⑥ 奨学金の貸与機関が発行する貸与が確認できるもの（町奨学金賞与者は不要）
- ⑦ 申請年度に返還すべき奨学金の返還金額が確認できるもの（町奨学金貸与者は不要）
- ⑧ 奨学金の借入残額が確認できるもの（町奨学金貸与者は不要）
- ⑨ 勤務先及び就職年月日が確認できるもの（健康保険被保険証の写し等）
（自営又は家業に就労している場合は自営等が確認できるもの）

※詳細につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

申請・問合せ先 海陽町教育委員会 TEL 0884-73-1246

